チ　役員等（個人にあってはその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に事質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等

リ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等

ヌ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等

ル　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等

ヲ　役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等

ワ　自ら若しくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名誉を毀損し、又は会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った者

カ　その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者

三　前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者。

⑵　入札書の提出期限までに以下の書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

①　商業登記簿謄本の写し

②　直近の財務諸表類（貸借対象表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）

③　納税証明書の写し（書式その３・その３の２・その３の３のうち、いずれか１枚）

④　会社の経歴を記載した書類（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該支社等の長が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再確認を受けていること。）

⑶　競争参加資格確認申請書及び証明書等（以下「申請書等」という。）の提出期限から開札の日までの期間に資格登録の停止又は取引停止を受けている期間中でないこと。

⑷　年間に塩化ナトリウム1,500ｔ以上の販売実績、製造実績又は納入実績のいずれかがあることを証明した者であること。

⑸　備蓄倉庫については、以下の要件を満足すること。

①　飯田保全・サービスセンターから半径50㎞以内の場所であること

②　640ｔ以上の規模を有すること

③　契約期間中において、当該備蓄倉庫を使用（保有又は借用）できること又は使用予定であることを証明した者であること

３　入札手続等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　飯田保全・サービスセンター　総務企画担当課　〒395―0151 長野県飯田市北方856－１　電話0265―25―7288

⑵　入札説明書の交付方法

①　交付期間　平成25年10月２日（水）から平成25年11月22日（金）までの土曜、日曜及び祝祭日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分まで。

②　交付方法　ＣＤ－Ｒにより無料で交付する。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成25年10月２日（水）から平成25年11月22日（金）までの土曜、日曜及び祝祭日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分まで。

②　提出場所　契約条項を示す場所と同じ。

③　提出方法　郵送又は持参すること。（郵送の場合は書留郵便に限る。なお、電送は受け付けない）

⑷　入札書の提出期限、場所及び方法等

①　提出期限　平成25年11月22日（金）午後４時00分まで。

②　提出場所　契約条項を示す場所と同じ

③　提出方法　郵送又は持参すること。（郵送の場合は書留郵便に限る。なお、電送は受け付けない）

⑸　開札（入札執行）の日時及び場所

①　日時　平成25年12月２日（月）午後１時30分

②　場所　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　飯田保全・サービスセンター

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。また、落札者は契約締結後３日以内に備蓄倉庫の保有又は借用等を証明する書類を提出し、その承諾を得なければならない。

⑹　契約書の作成の要否　要。

⑺　不落特命契約の有無　有。

⑻　手続における交渉の有無　無。

⑼　その他　詳細は、交付図書の入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of contract of the procuring entity : Akira Wakuda Director of Iida Maintenance and Customer Service Center, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the products to be procured : 2

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Sodium Chloride for solid de-icing agent 2,540 ton, Calcium Chloride for solid de-icing agent 10 ton. Extra supply of Sodium Chloride for solid de-icing agent 640 ton

Attention : As the scheduled supply of de-icing agents is the expected quantity based on the past record of supplies, it does not guarantee the actual supplied amount.

⑷　Delivery period : From the next day of the contract date hereof through 15 April 2014.

⑸　Delivery places : Iida Maintenance and Customer Service Center, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 856―1, Kitagata, Iida-City, Nagano, Japan, and other 7 places

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures :

①　Not come under Article 11 of the Central Nippon Expressway Company Limited regulation concerning the contract procedures.

②　Have been qualified through the examination of the documents submitted. Submit following documents till time-limit for tender.

・Copy of the commercial register.

・Document that described the company career.

・The latest financial statements.

・Copy of certificate of tax payment

③　Have proven to have actually sold, manufactured or delivered over 1,500 ton of Sodium Chloride concerned in a year.